

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十九号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表に次のように加える。

徳島県立三好池田寮

三好市池田町

第三条第三号中「身元が確実な者であつて、」を削り、「に耐える」を「を送る」に、「もの」を「者」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定は公布の日から、附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る改正規定は令和九年四月一日から施行する。